

# 関市農業委員会総会議事録

場所：関市役所6階6-6・7会議室

## ○議事日程

平成30年2月7日（水曜日）午前9時30分 開議

- (1) 議事録署名委員の指名
- (2) 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- (3) 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- (4) 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- (5) 議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について
- (6) 議案第5号 農用地利用集積計画の承認について
- (7) 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について

## ○出席委員（18名）

2番 井戸 恒男 君	3番 川村 信子 君	4番 佐藤 平和 君
5番 遠藤 昭治 君	6番 野田 卓志 君	7番 片岡 篤夫 君
8番 森 邦彦 君	9番 八木 豊明 君	10番 杉山 徳成 君
11番 中村 雅博 君	12番 後藤 三郎 君	13番 安田 孝義 君
14番 増井 賢一 君	15番 土屋 尊史 君	16番 野村 茂 君
17番 日置 香 君	18番 永井 博光 君	19番 岩田 幸子 君

## ○欠席委員（1名）

1番 安田 美雄 君

## ○委員以外の出席者

農業委員会事務局長	西部 成敏 君	農業委員会事務局課長補佐	長屋 正彦 君
農業委員会事務局主任主査	田口 旭 君	農業委員会事務局主任主査	加藤 京子 君
武芸川事務所課長補佐	桜井 伸一 君	洞戸事務所係長	山田 喜一 君
武儀事務所課長補佐	丸山 典浩 君	上之保事務所主事	大野 千春 君

午前9時30分 開会

○事務局課長補佐（長屋正彦君）それでは、只今より農業委員会を始めさせていただきます。初めに、市民憲章のご唱和をお願いします。ご起立ください。

（市民憲章を唱和）

ありがとうございました。ご着席ください。それでは、野村会長よりご挨拶をお願いします。

○議長（野村茂君）ニュースでも報道されておりますように、近年にない低温と降雪という事ですが、岐阜県は今の所、北部の郡上市や飛騨市は大変ですが、南の私共の方では今の所そんな大きな影響や降雪もないという事です。明日明後日ぐらいまでがピークで、何とか大きな降雪、積雪がなければいいなと思っております。旧関市は積雪はないという事ですが、洞戸、板取は非常に積雪の多い所です。朝起きると、降っていないくて良かったという思いでいるような状況でおります。本日はこの後終わってから、推進委員さんと合同会議という事で時間を早めまして総会を開催させていただきました。ご審議をいただきますようお願いいたします。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）本日、永田部長は出張のため本総会を欠席とさせていただきます。

本日の、欠席委員のご報告をさせていただきます。1番の安田委員が欠席でございます。

○議長（野村茂君）ただ今から、関市農業委員会総会を開催します。会議規則第8条の規定により、委員の過半数の出席により、総会は成立しています。

次に、議事録署名委員の指名を行います。14番増井委員、17番日置委員のお二人をお願いします。

これより、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請を、議題といたします。

事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。農地法第3条の規定により、下記農地の申請がありましたので、審議を求めます。

議案は1ページからになります。

1番の案件 位置図は、1ページになります。申請地は、下之保地内、武儀西小学校の南南東690mほどに位置する農振農用地区域外である台帳地目宅地、現況地目畑171.07㎡。農振農用地である畑608㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、遠方に居住していることから、耕作が困難なため、譲受人の申し出により、申請地を売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

下限面積の関係で、3条2番の案件と同時許可となります。

2番の案件 位置図は、2ページになります。申請地は、下之保地内、武儀西小学校の南南東690mほどに位置する農振農用地である畑591㎡。申請の目的は、賃借権の設定です。貸付人は、申請地の耕作が困難なため、借受人の申し出により、貸し付けるというもの。借受人は、申請地を借り受けて、農業経営の拡大を図るというもの。貸借の期間は、許可日より10年間となっています。

下限面積の関係で、3条1番の案件と同時許可となります。

3番の案件 位置図は、3ページになります。申請地は、武芸川町高野地内、博愛小学校の南東670mほどに位置する農振農用地区域外である田734㎡。申請の目的は、所有権移転です。譲渡人は、高齢と健康上の理由により耕作がままならず、治療費や生活費に充当するため、申請地を売り渡すというもの。譲受人は、申請地を買い受けて、農業経営の拡大を図るというもの。

今回お諮りします、全ての案件につきまして、1月18日に現地確認したところ、農地性ありと確認しています。また、許可要件を満たしていると判断します。

以上、所有権の移転に関するもの2件、賃貸借の設定に関するもの1件につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(発言無し)

○議長(野村茂君) これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり、許可することに異議のない方は挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第1号の3件を原案のとおり、許可することといたします。

続きまして、議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について。

農地法第4条の規定により、下記農地の申請があったので、意見を求めます。

議案は、2ページになります。

1番の案件 位置図は、4ページになります。申請地は、倉知地内、国道248号バイパス倉知赤尾交差点の北東120mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地606㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、共同住宅用駐車場です。申請人は、申請地の北側で共同住宅を営んでいるが、入居者用の駐車場が4台分しかないため、申請地を入居者用の駐車場としたいというものでありますが、許可を得ず駐車場として使用していたため、今回農地法の許可を受けたいというものです。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月18日に現地確認をしたところ、雑種地であったため、始末書が添付されています。申請地は第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上1件について、ご審議をお願いします。

○議長(野村茂君) 事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

(発言無し)

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。議案第2号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手願います。

(全員挙手)

全員挙手のため、議案第2号の1件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君) 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について。農地法第5条の規定により、下記農地の申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、3ページからになります。

1番の案件 位置図は、5ページになります。申請地は、肥田瀬地内長良川鉄道関富岡駅の南東480mほどに位置する田2筆52㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。譲受人は、申請地の近隣に自宅を構えたが、自宅敷地が手狭なため、駐車スペースがないので、申請地を買い受けて、駐車場として利用したいというもの。譲渡人は、営農が困難なため、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

2番の案件 位置図は、6ページになります。

申請地は、西田原地内西田原公民館の北北西400mほどに位置する登記地目田、現況地目畑50㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。譲受人は、鉄筋加工業を行っているが、事業拡大ため、申請地を買い受けて、鉄筋の資材置き場として利用し

たいというもの。譲渡人は、高齢のため農地の管理ができなくなったため、譲受人の申し手に応じ売り渡すというもの。

1月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

3番の案件 位置図は、7ページになります。申請地は、神野地内下日立公民堂の北北東220mほどに位置する登記地目畑、現況地目山林5筆1, 489㎡。農地の区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地のため第2種農地と判断します。転用目的は、植林です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地を買い受けて、植林したいというもの。譲渡人は、相続により取得したが、申請地が不要となったため、売り渡すというもの。

1月18日に現地確認をしたところ、山林であったため、始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。

4番の案件 位置図は、8ページになります。申請地は、神野地内下日立公民堂の北東400mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地4筆751, 91㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用目的は、農業用倉庫・資材置き場です。譲受人は、近隣に居住しており、かねてから農業のための倉庫・資材置き場が不足していたところ、手ごろな倉庫が売りに出たので、購入を決めたというもの。譲渡人は、相続により取得したが、申請地が不要となったため、売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月18日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。

5番の案件 位置図は、9ページになります。申請地は、市3丁目地内、市公民センターの西北西430mほどに位置する畑866㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、太陽光発電施設です。譲受人は、石川県金沢市で、建築工事及び太陽光発電システムの販売・施行をおこなっている会社で、太陽光発電施設の適地を探していたところ、申請地は、気象条件・環境条件も良く、管理しやすいため、申請地を買い受けて、太陽光発電施設を設置したいというもの。譲渡人は、高齢となり耕作が困難なため、譲受人の申し出に応じ、売り渡すというもの。

1月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

6番の案件 位置図は、10ページになります。申請地は、倉知地内 南ヶ丘小学校の北北西350mほどに位置する登記地目田、現況地目畑431㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。借受人は、現在アパート暮らしで、子どもも大きくなり手狭となったため、申請地を義理の父から使用貸借権により借り受けて、一般個人住宅として利用したいというもの。貸付人は、高齢で農作業が困難で借受人の申し手に応じ、貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より10年間となっております。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

7番の案件 位置図は、11ページになります。申請地は、小瀬地内小瀬星ヶ丘公民センターの南東400mほどに位置する田645㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、宅地分譲です。譲受人は、不動産業を行っている会社で、申請地を買い受けて、宅地分譲したいというもの。譲渡人は、申請地を相続により取得したが、農業を営むことが困難なため、譲受人の申し出により、売り渡すというもの。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地

であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

8番の案件 位置図は、12ページになります。申請地は、小瀬地内 新田公民センターの北西70mほどに位置する登記地目田、現況地目畑2筆761㎡。農地の区分は、都市計画法の用途地域内のため第3種農地と判断します。転用目的は、テント製作業テント倉庫です。借受人は、申請地南側で、テント製作業を行っている会社で、現在使用しているテント倉庫敷地が手狭となったため、申請地を借り受けて、テント倉庫として利用したいというもの。貸付人は、申請地を相続により取得したが、周辺が宅地化してきたため、農地として適切に管理することが困難になってきたため、借受人の申し出により貸し付けるというもの。貸借の期間は、許可日より10年間となっています。

1月18日に現地確認をしたところ、畑で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

9番の案件 位置図は、13ページになります。申請地は、小屋名地内西部保育園の西400mほどに位置する田2筆963㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担している区域に近接する10ha未満の農地の区域内のため、第2種農地と判断します。転用目的は、農業用施設です。譲受人は、農業経営を行っている会社で、事業拡大により、米の生産のための、モミ取りと乾燥の施設が必要となったため、申請地を買い受けて、農業用施設として利用したいというもの。譲渡人は、耕作が困難なため、譲受人の申し出により売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は第2種農地であるため、代替性について検討した結果、他に事業の目的を達成する土地がないことから、転用はやむ得ないものと判断します。

10番の案件 位置図は、14ページになります。申請地は、下之保地内 武儀西小学校の南南東630mほどに位置する登記地目畑、現況地目山林4筆1,070㎡。農地の区分は、街区に占める宅地割合が40%を超えるため、第3種農地と判断します。転用目的は、植林です。譲受人は、申請地付近の山林を購入するにあたり、申請地を一体森林地として活用したいので、申請地を買い受けて、植林したいというもの。譲渡人は、遠方に居住していることから、耕作が困難なため、申請地を売り渡すというもの。隣地農地所有者の承諾を得ております。

1月18日に現地確認をしたところ、山林であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

11番の案件 位置図は、15ページになります。申請地は、下之保地内武儀西小学校の南南東630mほどに位置する登記地目畑、現況地目宅地16㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、一般個人住宅です。譲受人は、申請地の隣接地にある建物を購入するにあたり、申請地を買い受けて増築をしたいというもの。譲渡人は、遠方に居住していることから、耕作が困難なため、申請地を売り渡すというもの。

1月18日に現地確認をしたところ、宅地であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

12番の案件 位置図は、16ページになります。申請地は、下之保地内武儀西小学校の南南東570mほどに位置する登記地目畑、現況地目道路3.3㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、通路です。譲受人は、申請地が道路の中にあることから、住民の通行の利便性を考慮し、申請地を通路として申請をしたいというもの。譲渡人は、遠方に居住していることから、耕作が困難なため、申請地を売り渡すというものです。

1月18日に現地確認をしたところ、通路であったため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

13番の案件 位置図は、17ページになります。申請地は、下之保地内武儀西小学校の南東1180mほどに位置する登記地目畑、現況地目道路6.61㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連担しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、通路です。譲受人は、申請地が時々利用する通路のカーブに隣接していることから、通行の利便性を考慮し、申請地を通路としたいと

申請したもの。譲渡人は、遠方に居住していることから、耕作が困難なため、申請地を売り渡すというもの。

1月18日に現地確認をしたところ、すでに通路となっていたため、始末書が添付されています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

14番の案件 位置図は、18ページになります。申請地は、武芸川町高野地内博愛小学校の南東600mほどに位置する田788㎡。農地の区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断します。転用目的は、貸駐車場です。譲受人は、近隣で自動車修理販売業を営んでいるが、駐車場が不足しているため、申請地を買い受けて、自身が営んでいる会社へ貸駐車場として貸し付けるといふもの。譲渡人は、高齢と健康上の理由により耕作がままならず、申請地を売り渡し、老後の生活費に充てたいといふもの。

1月18日に現地確認をしたところ、田で農地性ありと確認しています。申請地は、第3種農地であるため、転用はやむ得ないものと判断します。

以上、所有権移転に関するもの12件、賃貸借権の設定に関するもの1件、使用貸借権設定に関するもの1件、計14件のご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

○10番（杉山徳成君）小瀬の8番ですが、隣接する所の方が承諾はしましたけど印鑑は押さないとされたんです。それで私、ちょっと調べてみたんです。いつも書類を持って来ますと私は、耕作者は誰ですか、告知してありますか、隣接者は大丈夫ですかと念を押すんですけど、私も勉強不足でした。ネットでは、住宅建設を目的とする場合、汚水排水等の特別な事情がない限り隣接地所有者同意書は必要としない事になっています。隣接者の印鑑はいらないと。告知をすればいいと。よければ印鑑を貰ってくださいと。こういうことですから。言いました。

○議長（野村茂君）印鑑なくても、書面だけで・・・。

○事務局主任主査（田口旭君）印鑑はなくても理由書があれば。

○10番（杉山徳成君）隣の人に告知はしましたが、こうでしたと文書を出せば、隣接の印は要らないという事です。いつもは隣接地の印が押してあるので、ぱっと通していましたが、今回は押さないとしたので調べてみたら告知だけでいいと。何か参考になればと思ひまして。

○議長（野村茂君）充分です。ありがとうございます。

○8番（森邦彦君）確認はするんですが、印鑑が押してなくても強制したらダメという事ですね。

○10番（杉山徳成君）隣接地の印鑑を貰いに行って、押さないと言ったらそれはもう告知したことになりますから、その旨の文書を付けて出せばそれで書類は通ります。ただ、重大な事、排水などで何かを流すとなるとダメですけど、そうでなく住宅を建てる場合であればいいという事ですね。

○8番（森邦彦君）告知して、隣接者に説明するというのは必要だということですね。

○10番（杉山徳成君）何月何日に隣接者の誰々に会い告知しましたという文書を付けなければいいんです。

○15番（土屋尊史君）行ったけど印鑑は貰えませんでしたと書けばいいんですよ。

○議長（野村茂君）他に補足説明のある方はございませんか。

ないようですので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

○19番（岩田幸子君）12番と13番は道路ということですが、個人の森田さんが買われるということなんですね。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）そうですね。

○19番（岩田幸子君）公共のものを個人が買われるということですか。そこが分からなかったのです。

○15番（土屋尊史君）地目が畑で個人が持っているのに勝手に歩道か何か作ってしまってまだ登記がしてない訳ですよ。それを近くの人が買って寄付して・・・。

○19番（岩田幸子君）寄付されるっていう形ですか。それならいいんですが・・・。

○15番（土屋尊史君）寄付するという形で道路にしますよということだと思ひますよ。

○19番（岩田幸子君）そういう流れですか。それならいいんですが、普通だったら市か何処かが買うと思うんですけど。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）道路になったのがかなり古い時代です。未登記で残っているという事もあり、土屋委員が言われた通り、森田さんが買われて道路敷地として寄付されるというものです。

○19番（岩田幸子君）寄付されるんなら分かりますけど、何で個人的に買われるのかなと思っただけです。

○15番（土屋尊史君）行政は買ってくれないんですよ。そうすると通ったらだめだと言われると通れなくなってしまう。

○議長（野村茂君）他に質疑はありませんか。

（質疑なし）

ないようですので、これより採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり、岐阜県知事に進達することに異議のない方は、挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第3号の14件を、原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

続きまして、議案第4号事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第4号 事業計画変更申請に対する意見について。農地転用許可後の事業計画変更申請がありましたので、意見を求めます。

議案は、9ページになります。

1番の案件 位置図は、19ページになります。申請地は、山田地内山田公民センターの南東350mほどに位置する登記地目田、現況地目雑種地231㎡。変更内容は、転用事業者の変更です。当初事業計画者は、平成16年5月28日に事業計画変更の許可を受け、一般個人住宅を建設する計画であったが、家庭環境や家族構成も変化し、結局地元である高山市国府町へ帰り定住することとなり、他の親族も申請地に居住する理由がなくなったというもの。変更後の事業計画者は、現在勤めている会社の滋賀支店に勤務しているが、この度、定年退職することとなり、各地の住宅物件を探したが、親族が住んでいる関市に新居を建築したいので、申請地を買い受けたいというもの。

1月18日に現地確認をしたところ、雑種地であると確認しています。農地区分は、住宅、事業施設等が連坦しているため、第3種農地と判断されるため、転用はやむを得ないと判断します。

以上、ご審議をお願いいたします。

○議長（野村茂君）事務局の説明が終わりましたが、補足説明のある委員は挙手にて、発言をお願いします。

（発言無し）

これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

（「なし」の声あり）

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり岐阜県知事に進達することに異議のない方は挙手願います。

（全員挙手）

全員挙手のため、議案第4号の1件を原案のとおり岐阜県知事に進達することといたします。

次に、議案第5号農用地利用集積計画の承認についてを、議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐（長屋正彦君）議案第5号 農用地利用集積計画の承認について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画の承認を求められたので、意見を求めます。

議案は、10ページからになります。賃貸借権の設定に関するものについて、新規が5件、10筆、12、177㎡。地目は、すべて田です。更新が、3件、6筆、13、247㎡です。地区は、

武芸川町谷口、八幡、跡部、広見、千疋の5地区。権利の設定を受ける者は、(有) むげがわ農産、プラス(株)でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

以上、農用地利用集積計画の承認につきまして、ご審議をお願いいたします。

○議長(野村茂君)事務局の説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑のある方はございませんか。

(「なし」の声あり)

質疑もないようですので、これより採決いたします。

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに異議のない方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議案第5号の農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することといたします。

続きまして、報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出についてを議題といたします。事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君)報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について。農地法第18条第6項の規定による届出。賃貸者の合意解約の届出について、説明させていただきます。議案は12ページになります。

1番の案件 届出地は、武芸川町高野地区の田1筆1,522㎡です。賃借人は、(有) むげがわ農産です。合意解約日は、平成29年12月13日です。

2番の案件 届出地は、小屋名地区の田2筆963㎡です。賃借人は、亀山美和です。合意解約日は、平成29年9月1日です。

以上、報告させていただきます。

○議長(野村茂君)報告第1号につきましては、事務局の報告のとおりです。

以上、本日の議案の審議はすべて終了いたしました。

その他について、事務局の説明を求めます。

○事務局課長補佐(長屋正彦君)次回の総会は平成30年3月7日水曜日午前10時から市役所6階の大会議室において開催します。

この後10時半からですが、ご通知をさせていただきました農業委員さんと推進委員さんの合同会議を予定しております。会場は隣の大会議室で行いますので、移動をよろしく申し上げます。

○職務代理(安田孝義君)ご苦勞様でございました。今、事務局が申しあげましたように、隣の部屋で推進委員さんとの合同会議を引き続き行いますので、ご協力をお願い致します。

午前10時10分 閉会

本日の議会の顛末を記録し、相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 関市洞戸市場 5 5 1 番地

印

---

1 4 番 関市下之保 1 4 4 9 番地

印

---

1 7 番 関市板取 3 7 5 2 番地 1

印

---